

臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書 (概要)

1. 指定規則(※1)及び指導ガイドライン(※2)の教育内容と単位数の見直しについて

(1) 教育内容と教育目標及びその単位数について

臨床検査技師を取り巻く環境の変化に伴い、臨床検査技師の養成に必要な教育内容と教育目標及びその単位数について検討を行った。

教育内容の見直しに当たっては、専門科目として定める内容を臨床検査技師の業務として定める内容に再区分するとともに、教育の目標を見直し、現行の95単位に、新たに必要な教育内容(単位数)を加えて、以下の総単位数とする。

95単位以上から102単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

1) 基礎分野

- ・社会の理解(新設、単位変更なし)

2) 専門基礎分野

- ・臨床検査の基礎とその疾病との関連、保健医療福祉と臨床検査(名称変更、教育内容変更)

3) 専門分野

- ・臨床病態学、医療安全管理、生理学的検査(名称変更、教育内容変更、1単位増)
- ・形態検査学、生物化学分析検査学、病因・生体防御検査学、生理機能検査学
(臨床検査技師の業務として定める内容に再区分、教育内容変更)
⇒血液学的検査(4単位)、病理学的検査(5単位)、尿・糞便等一般検査(3単位)、
生化学的検査・免疫学的検査(6単位)、遺伝子関連・染色体検査(2単位)、
輸血・移植検査(4単位)、微生物学的検査(6単位)
- ・臨地実習(5単位増、教育内容変更) など

(2) 臨地実習の1単位の時間数について

臨地実習1単位の計算方法について、45時間の実習をもって計算することを見直し、その他の実習と同様に30時間から45時間の範囲で定めることとする。

※1 臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和45年文部省・厚生省令第3号)

※2 臨床検査技師養成所指導ガイドライン(平成27年3月31日付け医政発0331第27号厚生労働省医政局長通知)

2. 告示で定める科目とその審査基準の見直しについて

(1) 告示で定める科目等について

告示で定める科目は、指定規則の見直しを踏まえつつ、告示21号^(※3)の12科目と告示22号^(※4)の6科目を統合し、14科目とした。

また、告示21号と告示22号の統合に伴い、施行令第18条第3号に掲げるイからホまでの規定を統合した規定とした。

[告示で定める科目]

<現行>

(告示21号で定める科目)

- 1 医学概論
- 2 解剖学
- 3 生理学
- 4 病理学
- 5 生化学
- 6 微生物学
- 7 医動物学
- 8 情報科学概論
- 9 検査機器総論
- 10 医用工学概論
- 11 臨床血液学

(血液採取に関する内容を除く。)

- 12 臨床免疫学

(告示22号で定める科目)

- 1 医用工学概論
- 2 臨床検査総論
- 3 臨床生理学
- 4 臨床化学
- 5 放射性同位元素検査技術学
- 6 医療安全管理学

<見直し>

- 1 病態学
- 2 公衆衛生学
- 3 医用工学概論
- 4 血液検査学
- 5 病理検査学
- 6 尿・糞便等一般検査学
- 7 生化学検査学
- 8 免疫検査学
- 9 遺伝子関連・染色体検査学
- 10 輸血・移植検査学
- 11 微生物検査学
- 12 生理検査学
- 13 臨床検査総合管理学
- 14 医療安全管理学

(2) 教科内容及び時間数の審査基準について

教科内容及び時間数の審査基準は、見直し後の告示で定める科目について、臨地実習の充実を含め、見直し後の指定規則及び指導ガイドラインと教育内容を揃えた。

また、時間数を単位制に改め、指定規則の教育内容の単位数と整合性ある単位数とした。

※3 臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号ニの規定に基づき厚生労働大臣が定める科目（昭和62年厚生省告示第21号）

※4 臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目（昭和62年厚生省告示第22号）

3. 臨地実習の在り方について

(1) 臨地実習において学生に実施させるべき行為に関する事項について

臨床検査技師を目指す学生が臨地実習において実施すべき基本的行為について、経験及び修得すべき技術の範囲を明確化の上、整理し、臨地実習において学生に必ず実施させる行為、必ず見学させる行為、及び実施させることが望ましい行為として定めた。

分類	水準 I	水準 II	分類	臨地実習において実施させることが望ましい行為
	臨地実習において必ず実施させる行為	臨地実習において必ず見学させる行為		
生理学的検査	標準12誘導心電図検査 肺機能検査（スパイロメトリー）	ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査（スパイロメトリーを除く） 脳波検査 負荷心電図検査 超音波検査（心臓、腹部） 足関節上腕血圧比（ABI）検査	検体検査	血栓・止血検査 HE染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験
検体検査	血球計数検査 血液塗抹標本作成と鏡検 尿定性検査 血液型検査 培養・Gram染色検査	精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査） メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臓器切り出しと臓器写真撮影 迅速標本作成から報告	その他	採血室業務（採血行為を除く）
その他		検査前の患者への説明（検査手順を含む） チーム医療（NST、ICT、糖尿病療養指導） 検体採取		

備考

- 1 臨床検査技師を目指す学生が臨地実習中に実施すべき基本的行為は、患者の安全を確保するためにも、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 臨床検査技師の資格を有さない学生が、臨床の現場で診療の補助に関わる行為を行うことから、個々の患者から同意を得た上で実施すること。

3. 臨地実習の在り方について

(2) 臨地実習における教育分野毎の実習期間配分に関する事項について

臨地実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為の実習において最低限必要と考えられる時間を勘案し、4単位程度は生理学的検査に関する実習を行うこととした。

(3) 臨地実習に臨む学生の臨地実習前評価に関する事項について

臨床検査技師の資格のない学生が、一定の資質を備えた上で、臨地実習において行うこととなる行為を実施できるよう、養成施設において、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることの確認及び必要な指導を目的として、臨地実習前の技能修得到達度評価を行うこととした。

(4) 臨地実習指導者の要件に関する事項について

各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であり、かつ、厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であることとした。ただし、在宅や介護といった訪問医療等では、臨地実習指導者は医師または看護師とすることを妨げないこととした。

(5) 臨地実習調整者の配置の要件に関する事項について

臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者として、専任教員から1名以上配置することとした。

なお、上記(1)～(5)は、告示で定める科目の審査基準においても同内容を定めることとした。

4. その他について

(1) 養成施設において備える必要がある備品等

現状にあわせて、養成施設において備える必要がある備品等を見直す。

(2) 適用時期、経過措置

2022年4月の入学生から適用